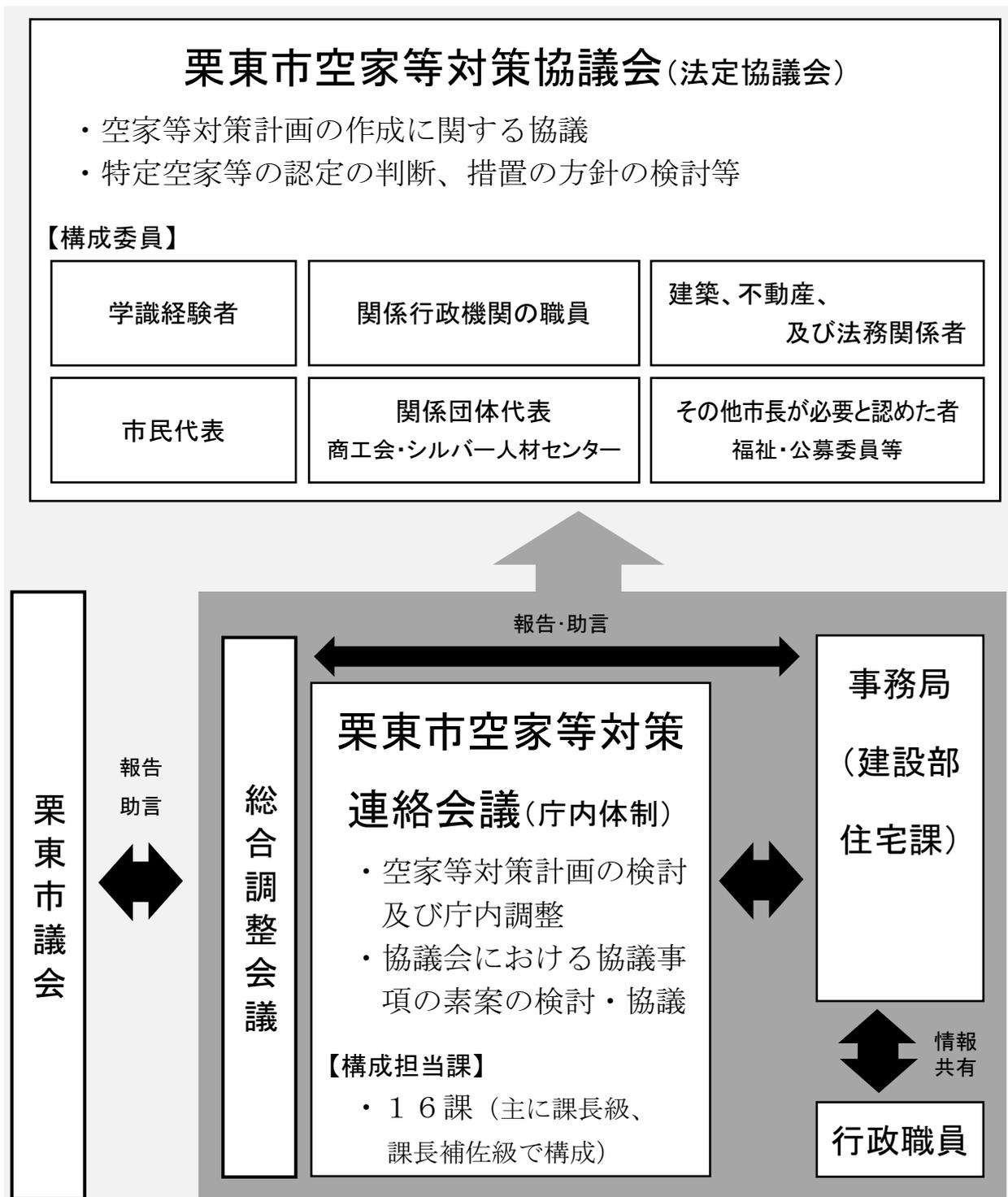


栗東市空家等対策計画 策定体制

空家等対策の推進に関する特別措置法に位置づけられる「栗東市空家等対策計画」の策定に当っては、「栗東市空家等対策協議会」を法定協議会として設置します。

庁内においては、空家等対策に関連する 16 課で構成する「栗東市空家等対策連絡会議」を設置します。



栗東市告示第93号

栗東市空家等対策協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年6月13日

栗東市長 野村昌弘

栗東市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）

第7条第1項の規定に基づき、栗東市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関する事項
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関する事項
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (5) その他協議会において必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 建築、不動産及び法務関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 前項第4号に規定する委員が不在のときは、当該委員が適当と認める代理者が代理出席できるものとする。

(任期)

第5条 前条に定める委員の任期は、2年とする。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員を補充して委嘱する場合の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 協議会に副会長を置き、会長が委員の中から指名した者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは会議にその他の関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部住宅課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年6月13日から施行する。

栗東市空家等対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成18年栗東市訓令第8号）に基づき、栗東市空家等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」という。）第6条に規定する空家等対策計画の素案作成や、本市において適切な管理が行われていない空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に設置する。

(任期)

第3条 連絡会議を構成するチーム員（以下、「チーム員」という。）の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 チーム員の任期は、関係課相互の連絡調整組織という性格を踏まえ、空家等対策の状況により、必要に応じて延長することができる。

(構成)

第4条 チーム員は、別表に定める所属より、課長級、課長補佐級、係長（主幹）級又は主査級職員の内、市長が任命する者とする。

2 連絡会議を代表する者（以下「チーム長」という。）は、住宅課長があたるものとする。

3 チーム員を有する所属長は、チーム員と共同して調査、研究、調整等を行う。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、建設部住宅課において処理する。

2 活動経費は、建設部住宅課において予算化し、処理するものとする。

(運営)

第6条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 チーム員は、各所属における組織横断的な問題意識を提案し会議の俎上に載せることで、各所属が相互に連携し、相乗効果を目指すものとする。

(成果物)

第7条 連絡会議において検討及び調整した内容は、栗東市空家等対策協議会及び総合調整会議に報告するとともに、全ての職員への情報共有に努めるものとする。

(資料提出等の協力)

第8条 連絡会議は、必要に応じて各課等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

平成29年度 栗東市空家等対策連絡会議

平成29年7月3日現在

1. チーム員

所 属		関 連 等
市民政策部	元気創造政策課	総合戦略関係
	自治振興課	自治会関係
	危機管理課	防災・防犯関係
総務部	総務課	特定空家等に係る法務関係
	税務課	固定資産税課税標準額の特例関係
健康部 子ども・	子育て応援課	空家利活用関係（子育て世帯支援）
	幼児課	空家利活用関係（多様な保育環境）
部 福祉	長寿福祉課	高齢化問題に係る空家予防関係
環境経済部	環境政策課	生活環境・栗東市生活環境保全条例関係
	農林課	空家利活用関係(農林業)
	商工観光課	空きテナント対策、空家の観光活用関係
建設部・ 上下水道事業所	都市計画課	景観関係、立地適正化計画関係
	土木交通課	道路管理者、法定外公共物関係
	住宅課	事務局・チーム長
	上下水道課	空家に係る確認書発行事務関係
教育部	スポーツ・文化振興課	空家利活用関係（スポーツ・文化振興）

2. 事務局

担 当	建設部住宅課住宅係	
--------	-----------	--

注： 構成担当課については、空家等対策計画作成に向けた協議、検討により必要に応じて追加等を行う。